

## 特別会計

### 全ての特別会計で黒字の決算

地方自治体の会計には、一般会計とは別に特定の収入で支出を賄う「特別会計」があります。特別会計（9会計）の全体の決算額は、前年度と比較して歳入が10億323万

円の増、歳出は12億5685万円の増となりました。国民健康保険特別会計（直診勘定）と簡易水道事業の一部が企業会計へ移行したことにより、それぞれ事業費が減となったものの、保険給付費の増により国民健康保険特別会計（事業勘定）や介護保険特別会計では歳入歳出とも増加となりました。

### ◆特別会計決算額・地方債残高

会計名		歳入決算額	歳出決算額	27年度末 地方債残高
国民健康 保険	事業勘定	151億1,331	146億1,900	—
	直営診療施設勘定	2,279	2,160	—
後期高齢者医療		11億3,349	11億3,168	—
介護保険	保険事業勘定	109億1,131	109億931	—
	介護サービス事業勘定	1億8,441	1億8,211	4億2,593
簡易水道事業		11億8,300	11億7,148	50億5,683
下水道事業		33億8,245	33億7,668	240億9,107
農業集落排水事業		14億2,146	14億2,048	133億1,770
浄化槽事業		3億3,793	3億3,702	12億3,376
バス事業		1億1,058	1億1,058	3,655
米里財産区		1,321	1,321	—
合 計		338億1,394	332億9,315	441億6,184

## 企業会計

### 2事業で黒字の決算を達成

地方自治体が経営する地方公営企業は、一般会計から独立して運営されています。本市には3つの公営企業があり、その決算状況についてお知らせします。

《水道事業会計》  
水道事業では、生活用水の安定供給のために、ダム受水に伴う施設整備や老朽管などの

### ◆企業会計決算額・企業債残高

会計名	項目	27年度		26年度	
		収益	費用	収益	費用
水道事業	収益的収支	収益	24億6,440	20億7,510	
		費用	23億2,341	19億2,859	
		純利益	1億4,099	1億4,651	
	資本的収支	収入	9億4,922	2億5,069	
		支出	20億7,156	9億8,988	
		不足分	11億2,234	7億3,919	
企業債残高		114億3,579	93億3,161		
国民宿舎等事業（サンホテル衣川荘）	収益的収支	収益	2億3,850	2億2,056	
		費用	2億5,091	2億3,663	
		純利益	▲1,241	▲1,607	
	資本的収支	収入	0	0	
		支出	1,770	0	
		不足分	1,770	0	
企業債残高		—	—		
病院事業	収益的収支	収益	54億6,988		
		費用	50億3,465		
		純利益	4億3,523		
	資本的収支	収入	1億8,791		
		支出	6億2,055		
		不足分	4億3,264		
企業債残高		17億530			

※資本的収支の不足分は、過年度分の留保資金などから補てん  
※収益的収支は税抜、資本的収支は税込



療施設を市の病院事業として統一した医療局を設置し、地方公営企業法の全部適用により経営の一層の改善や業務の効率化などに向け、新たなスタートを切った1年となりました。

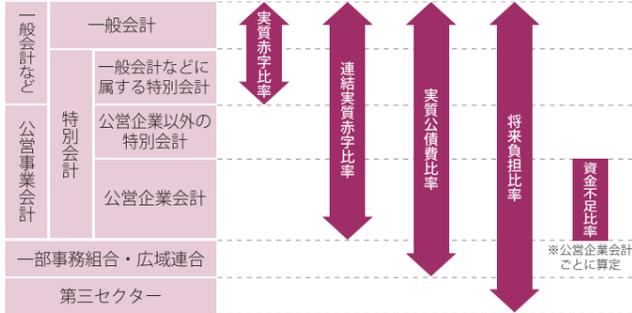
また、国の新公立病院改革ガイドラインに基づき、市立病院・診療所改革プランを改訂し、今後の市立医療施設の方向性を定めました。病院事業収支においては、収益的収支は4億3523万円の純利益となりました。また、資本的収支で不足する4億3264万円は過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

## 健全化判断比率

### 健全化判断比率は基準を下回る

19年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、市の財政の健全度を表す「健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）」と公営企業の

図：健全化判断比率などの対象



健全度を表す「資金不足比率」を算定し、公表することなどが義務付けられました。それぞれの指標が対象としている会計の範囲は、一般会計だけでなく、市が関係する全ての会計を対象（左図のとおり）とすること、市の財政状況の実情が分かるようになっていきます。この指標のうち一つでも基準値以上となった場合は、それぞれ法で定められた計画の策定を行い、財政の健

全化を図ることになります。本市の健全化判断比率は早期健全化基準以下であり、全ての公営企業会計において資金不足は生じておらず、共に健全な状態を維持しています。しかし、これらの指標には、将来行う予定の公共施設の維持や更新に必要な費用などが含まれていません。引き続き健全な財政が維持できるように、今後も公債費の縮減などに努めていきます。

### ◆27年度決算に基づく健全化判断比率など

項目名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
奥州市	—	—	16.2	122.0	—
早期健全化基準	11.57	16.57	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
経営健全化基準					20.00

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示  
※資金不足が生じていないため、資金不足比率は「—」と表示

## 用語解説

- 自主財源…市税、使用料など地方公共団体が自らの権限で収入できるお金
- 依存財源…地方交付税、市債、国庫支出金など国や県から入るお金
- 義務的経費…支出が義務付けられていて、任意に削減できない経費（人件費、扶助費、公債費）
- 投資的経費…道路や学校建設など、資本形成のため支出する経費
- 収益的収支…公営企業の1年間の営業活動に係る収入と支出
- 資本的収支…公営企業の将来の営業活動に備えて行う設備投資に係る収入と支出
- 実質赤字比率…一般会計など（本市では一般会計とバス事業特別会計）の赤字の度合いを表す指標
- 連結実質赤字比率…一般会計、特別会計、企業会計を対象にして、赤字の度合いを表す指標
- 実質公債費比率…地方税や普通交付税などのように、用途が特定されず毎年度定期的に収入するお金のうち、公債費に充てたものの割合を表す指標。18%を超えると、地方債の発行に県知事の許可が必要になる
- 将来負担比率…一般会計から第三セクターまで全ての会計を対象にして、将来負担することになる実質的な負債を表す指標
- 資金不足比率…公営企業会計の赤字の度合いを表す指標
- 早期健全化基準…一定の数値を超えた場合、財政健全化計画の策定などが義務付けられることになる基準
- 財政再生基準…一定の数値を超えた場合、国の管理指導のもとで財政再生を目指すことになる基準
- 経営健全化基準…一定の数値を超えた場合、経営健全化計画の策定などが義務付けられることになる基準

本酒祭り」やビアホール、「紫波フルーツパーク」などのタイアップ企画「ワインパーティ」など、さまざまな集客イベントを開催。前年と比較し、宿泊客、日帰り客が共に増加しました。

しかし、売り上げを伸ばすことはできたものの、施設の老朽化に伴う修繕費や備品・消耗品費の増加、食材料費の高騰などにより、単年度での収支の黒字化にはつながりませんでした。

《病院事業会計》  
27年4月に常勤職員がいる総合水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所、衣川歯科診療所の5つの市立医